飲料水供給施設整備費補助金 他市町状況

市	町	Γ	名	庄原市	三次市	安芸高田市	世羅町	北広島町	神石高原町
補	助	対	象	【対象者】 ・市内に住所有り、又は今から居住する人 ・市税、納付金滞納なし ・集会施設 【施設条件】 ・水量300L×戸数/日 ・飲料水検査に適合 (不適合の場合には滅菌器を設置すること) ・水道事業および簡易水道の計画給水区域外であること (2年以内に給水の供用開始が見込まれない区域を除く)	・市税等を完納 【施設条件】 ・水量250L×利用人数/日・飲料水検査に適合 ・水道事業の計画区域外であること (1年以内に給水が開始されない区域を除く)	【対象者】 ・市内に住所有り、又は今から居住する人 ・市税等を完納 【施設条件】 ・水量1000L×戸数/日 ・飲料水検査に適合(不適合の場合には滅菌器を設置者しくは煮沸を条件とする) ・簡易水道、飲用水焼設および簡易給水施設の計画給水区域外であること	【対象者】 ・町内に住所有り ・町税及び町公共料金を完納している方 【施設条件】 ・水量250L×利用人数/日 ・飲料水検査に適合すること ・上水道事業の計画給水区域以外であること (1年以内に給水が開始されない区域を除く)	【対象者】 ・住民基本台帳に記録されている者 ・町税又は使用料を完納している者 (事業所は除く) 【施設条件】 ・水量1000L×戸数/日 ・飲料水検査に適合 ・給水区域外で、今後とも水 道施設の整備が困難な区域	・住宅・宅地を借りている者で
補且	対	象経	費	·直接必要経費※ ·水質検査費用	・直接必要経費※ ・揚水ポンプ経費 ・水質検査 ・貯水/配管経費	•直接必要経費※	・直接必要な経費※ ・揚水ポンプ ・水質および水量検査費用 ・水質基準に適合しない含有 物を除去する装置にかかる 費用 ・貯水/配管の費用	・掘削費及び足場仮設費 ・取水管工事費 ・ポンプ設置費 ・浄水施設設置費 ・浄水施で工事費(宅内配管は除く) ・電気導線工事費 ・水質検査費	・ボーリング・ポンプ施設・屋外配管工事
補	助]	率	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
				40万円 (共同申請:36万×戸数) かる悪田	40万円 (2戸共同:80万、3~7戸共 同:80万+戸数増加分×20 万、8戸以上:200万)	70万円	75万円 (2~7戸共同:75万+戸数増 加分×25万、8戸以上:250 万)	60万円 (共同申請:60万×戸数)	50万円 (2戸共同:75万)

※掘削に直接かかる費用